

千葉県立自然公園条例（昭和35年千葉県条例第15号）

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 （略）

三 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、自然公園の保護又は利用のための施設で知事が定めるものに関するものをいう。

四 （略）

（公園事業の執行）

第九条 公園事業は、県が執行する。

2 他の地方公共団体は、規則で定めるところにより、知事に協議して、公園事業の一部を執行することができる。

3 地方公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。

4 第二項の協議をしようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 第二条第三号に規定する知事が定める施設（以下この条において「公園施設」という。）の種類

三 公園施設の位置

四 公園施設の規模

五 公園施設の管理又は経営の方法

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の協議書又は申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の協議をした者又は第三項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、他の地方公共団体にあつては知事に協議しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の協議をしようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の協議書又は申請書について準用する。

9 公園事業者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

10 第三項又は第六項の認可には、自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

（改善命令）

第十条 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第三項の認可を受けた者に対し、相当の期限を定めて、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

（承継）

第十一条 公園事業者（第九条第三項の認可を受けた者に限る。）が地方公共団体以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

2 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、

公園事業者である法人が存続するものを除く。)又は分割(その公園事業の全部を承継させるものに限る。)をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人(以下この項において「合併法人等」という。)が他の地方公共団体である場合にあつては知事に協議したとき、合併法人等が地方公共団体以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

- 3 公園事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。
- 4 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第九条第三項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。
- 5 第三項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

(公園事業の休廃止)

第十二条 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

(認可の失効及び取消し等)

第十三条 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第九条第三項の認可は、その効力を失う。

- 2 前項の規定により第九条第三項の認可が失効したときは、当該認可が失効した者は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、第九条第三項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。
 - 一 第九条第六項若しくは第九項又は前条の規定に違反したとき。
 - 二 第九条第十項の規定により同条第三項又は第六項の認可に付された条件に違反したとき。
 - 三 第十条の規定による命令に違反したとき。
 - 四 偽りその他不正の手段により第九条第三項又は第六項の認可を受けたとき。

(原状回復命令等)

第十四条 知事は、第九条第三項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第三項の認可を受けた者が、同条第六項の規定に違反して、同条第四項各号に掲げる事項を変更したとき。
- 二 第九条第十項の規定により認可に付された条件に違反したとき。
- 三 (略)

千葉県立自然公園条例施行規則（昭和35年千葉県規則第15号）

（公園事業となる施設の種類）

第二条 条例第二条第三号に規定する知事が定める施設は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 道路及び橋
- 二 広場及び園地
- 三 宿舎及び避難小屋
- 四 休憩所、展望施設及び案内所
- 五 野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設
- 六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び昇降機
- 七 運輸施設（主として千葉県立自然公園（以下「自然公園」という。）の区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、水上飛行機、鉄道又は索道による運送施設、主として自然公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する保留施設をいう。以下同じ。）
- 八 給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び汚物処理施設
- 九 博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場
- 十 植生復元施設及び動物繁殖施設
- 十一 砂防施設及び防火施設
- 十二 自然再生施設（損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。）

（公園事業の執行の協議又は認可）

第三条 条例第九条第二項の協議又は同条第三項の認可は、公園施設ごとに協議し、又は認可を受けるものとする。

（公園事業の執行の協議又は認可の申請）

第四条 条例第九条第四項の規定による執行の協議又は認可の申請は、公園事業執行協議（認可申請）書（別記第一号様式）を知事に提出して行うものとする。

- 2 条例第九条第四項第六号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 公園施設の構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）
 - 二 第二条第一号から第九号までに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日
 - 三 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間
- 3 条例第九条第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては第七号から第十号まで及び第十二号に掲げる書類を、他の地方公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては第一号、第二号、第六号から第十号まで、第十二号及び第十三号に掲げる書類を除くとともに、行為の規模が大きいため、第三号から第五号まで及び第十一号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。
 - 一 個人にあつては、住民票の写し
 - 二 法人にあつては、登記事項証明書
 - 三 公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図
 - 四 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及び天然色写真
 - 五 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺千分の一程度の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図及び意匠配色図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一程度の配置図

- 六 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約
- 七 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及びその内訳を記載した書類
- 八 法人にあつては、申請の日の属する事業年度前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（設立後三年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの）
- 九 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 十 工事の施行を要する場合にあつては、事業資金を調達することができることを証する書類
- 十の二 第二条第三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類
- 十一 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類（工事の施行によつて発生する廃材又は残土の処理の方法を説明した書類を含む。）及び縮尺千分の一程度の図面
- 十二 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
- 十三 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- 十四 公園事業の執行に関し土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書
- 4 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第九条第二項の協議又は同条第三項の認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

（変更の協議又は認可を要しない軽微な変更）

第五条 条例第九条第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 条例第九条第四項第一号又は第五号に掲げる事項の変更（同号に掲げる事項の変更にあつては、第二条第三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けようとするものを除く。）
- 二 前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項の変更（第一号に掲げる事項の変更にあつては公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。）

（公園事業の内容の変更の協議又は認可の申請）

第六条 条例第九条第七項の規定による変更の協議又は認可の申請は、公園事業内容の変更協議（認可申請）書（別記第五号様式）を知事に提出して行うものとする。

- 2 条例第九条第八項において準用する同条第五項に規定する規則で定める書類は、第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号に掲げる書類（同項第三号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。
- 3 知事は、前項に定めるもののほか、条例第九条第六項の協議又は認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

（変更の協議又は認可を要しない軽微な変更の届出）

第七条 条例第九条第九項の規定による届出は、公園事業内容の軽微変更届（別記第六号様式）を知事に提出して行うものとする。

（承継の協議又は承認の申請）

第八条 条例第十一条第一項の承認を受けようとする者は、譲渡承継による公園事業承継承認申請書（別記第六号様式の二）を知事に提出するものとする。

- 2 前項の譲渡承継による公園事業承継承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し
 - 二 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
 - 三 第四条第三項第三号、第四号及び第十三号に掲げる書類
 - 四 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類
 - 五 第二条第三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類
 - 六 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類
- 3 条例第十一条第二項の規定による承継の協議をしようとする者又は承認を受けようとする者は、法人合併（分割）による公園事業承継協議（承認申請）書（別記第七号様式）を知事に提出するものとする。
- 4 前項の法人合併（分割）による公園事業承継協議（承認申請）書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
 - 二 第四条第三項第三号、第四号、第七号、第九号及び第十三号に掲げる書類
 - 三 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書
- 5 条例第十一条第三項の規定による相続の承認の申請は、相続による公園事業承継申請書（別記第八号様式）を知事に提出して行うものとする。
- 6 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 第四条第三項第一号、第三号、第四号及び第十三号に掲げる書類
 - 二 被相続人との続柄を証する書類
 - 三 相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

（公園事業の休廃止の届出）

- 第九条 条例第十二条の規定による届出は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の一月前までに、公園事業休止（廃止）届（別記第九号様式）を知事に提出して行うものとする。
- 2 前項の届出書には、第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類を添付するものとする。

（認可の失効の届出）

- 第十条 条例第十三条第二項の規定による届出は、公園事業執行認可失効届（別記第九号様式の二）を知事に提出して行うものとする。
- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類
 - 二 他の法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたことその他その効力が失われたことを証する書類